

# 「チエコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算 ——ズデーテン・ドイツ人の「追放」をめぐつて——

矢田 部 順

二

- 一 はじめに
- 二 背景としてのズデーテン・ドイツ人「追放」問題
  - (1) ズデーテン・ドイツ人の「追放」
  - (2) ズデーテン・ドイツ人団体の主張
- 三 戦後の二国間関係の推移
  - (1) 国交の樹立
  - (2) 八九年政治変動以降の両国関係
  - (3) 善隣友好協力条約の締結
- 四 「和解宣言」の調印
  - (1) 「和解宣言」の交渉過程
  - (2) 条文の意義
- 五 おわりに

## 一 はじめに

一九九七年一月二一日、チエコを公式訪問したドイツのコール首相 Helmut Kohl は、プラハにおいてチエコのクラウス首相 Václav Klaus とともに、「相互関係およびその将来に関するチエコ＝ドイツ声明<sup>(1)</sup>」に正式調印した。この調印を世論一般は、両国関係のより一層の発展を見据え、二国間の関係においてわだかまりとなってきた「過去の問題」に一応の区切りを画するものと受けとめた。

いうまでもなく二〇世紀における両国関係は、とくに一九三〇年代の後半以降、善隣関係にあるよりは敵対関係にある時間の方が長かった。戦前のチエコスロヴァキアはナチスドイツの外交政策によって国家解体の憂き目にあつたし、戦後は冷戦構造のもといわゆる「鉄のカーテン」が西ドイツとチエコスロヴァキアを四〇年あまりにわたって隔ててきた。

その関係に変化が現れたのが一九八九年末であった。東欧における一九八九年の政治変動は、チエコスロヴァキア＝ドイツ関係をも大きく改善し、さらに一九九三年のチエコスロヴァキアの分裂以降は、いまだ変動過程にあるチエコにとって対ドイツ関係はとくに重要な隣国関係となつてている。事実、両国の相互関係は急速に深まつた。これは単にチエコが地勢的にドイツ語圏に囲まれていてことだけでなく、ドイツはヨーロッパ連合 EU や北大西洋条約機構 NATO の東への拡大に鍵を握る国家のひとつであり、また、急速な経済改革を進めるチエコにとって隣国ドイツの経済力もまた重要なファクターであるためである。

しかし同時に両民族の「過去」に起因する「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題とチエコ人ナチス被害者補償問題が九〇年以降、政治問題化した。すなわち、「『追放』ズデーテン・ドイツ人補償問題」とは、第一次世界大戦後チエコスロヴァ

キアから「追放」されたズデーテン・ドイツ人たちの諸団体のうち主として、最大のランズマンシャフト（郷党会、ノイバウアー会頭 Franz Neubauer）が、チエコ政府に対して「追放」を決定した戦後の大統領令の廃棄、没収財産の補償、権利の回復などを求めてきた問題であり、ナチスドイツによるチエコ人犠牲者への補償問題と並んで、両国間の「戦後の清算」のむずかしさを如実に示す事象である。この問題は当初こそ楽観視されていたが、その後、両国関係の発展に陰を投げかける歴史的わだかまりとして外交問題に発展し、「ミュンヘン協定」や戦後チエコスロvakiaの法体系の有効性までが議論になつた。

つまりこの「和解宣言」は、こうした両国間の外交問題を政治的に決着させるものであり、両国政府は第二次大戦後のチエコスロvakiaリドイツ関係史における未解決の「過去」を清算し、相互関係を深化させる意図から交渉、調印に臨んだのである。ただし調印にいたる道のりは、九五年前半から両国の外交当局間で交渉が開始されたものの、九六年初めに暗礁に乗り上げるなど、国家間の「戦後の清算」のむずかしさも示すものであつた。

本稿では、この「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題の背景を概観した上で、戦後の両国間の外交関係に的を絞つて、折々に公表された国家間の取り決め（条約、協定、声明など）を手がかりとして両国の外交関係の推移を整理し、さらに今回調印された「和解宣言」の交渉過程とその内容を検討することを課題とする。すでに筆者は旧稿において、「追放」にいたつた経緯、および八九年以降の両国関係の推移を整理したが<sup>(3)</sup>、ここでは戦後の両国間の外交文書に現れた「戦後の清算」の文言に注目したい。本来、外交関係を意義づけるには、外交当局間でおこなわれた交渉の中身を一次的な史料によって明らかにする作業が要求される。しかし本稿が扱う問題ではそのような史料はまだ公表されておらず、公表された外交文書のもととなつた交渉過程は報道に頼らざるをえない。したがつて本稿における分析は暫定的なものであることをお断

りしておきたい。

「補償問題」自体は、チエコ人とドイツ人の対立関係が頂点に達した第二次世界大戦直後の政治・社会状況でチエコ地方のドイツ系住民が、連合国との合意はあつたにせよ、非人道的に強制移住させられたことに端を発する。その点で、ズデーテン・ドイツ人「追放」の政策形成は、ヨーロッパにおける戦後処理問題の一例と考えられ、その分析は戦後ヨーロッパに成立した政治構造の形成過程を国際関係史の視点や国際法の立場から問い合わせることにつながる。さらに、民族浄化となれば旧ユーゴの例が国際的非難を浴びたように、少数民族の「追放」はきわめて今日的問題でもある。ただし本稿では紙幅の関係から「追放」政策の形成については断片的に触れるにとどめざるを得ない。

また、いうまでもなく異なる民族間の過去の清算、和解というものは、国家間の取り決めが結ばれたからといってただちに解決する問題ではない。ここで「和解宣言」を過大に評価して、両民族の歴史的なわだかまりが一瞬にして融解したかのごとく捉えるつもりはない。なぜなら外交における「和解の宣言」は、政治的パフォーマンスとしての側面を少なからずもつているからである。ただ同時に両国の政府が「宣言」によって民族間の和解を図ろうとしたことは、背景や条件こそ大きく異なるが、アジアにおいて「戦後の清算」をせまられている日本にとつても比較政治的見地からけして無縁なことではないであろう。そしてこの場合、筆者は、戦後の清算を考えるために、チエコ人ードイツ人関係の歴史を考察し、国家間の問題解決への努力が「いかなる形で表象されたか」という点もまた軽視すべきではないと考える。本稿では、こうした観点から条約、協定、声明の分析的読解を叙述の中心として、民族間の和解の前提となる国家間の和解の形態を概観したい。

## 一 背景としてのズデーテン・ドイツ人「追放」問題

### (1) ズデーテン・ドイツ人の「追放」

前述のように「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題の直接的起源は、第二次世界大戦後のドイツ系住民の非人道的「追放」にある。しかし、当時頂点に達した両民族の対立関係は、一二世紀以降のドイツ東方植民によつていわゆるチエコ諸邦にドイツ系住民が居住するようになつてから非常に長い時間の中でしだいに形成されたものであつた。第二次大戦後の両国関係の推移を概観する前に、ここでは二〇世紀を中心に「追放」にいたつた経緯をまとめ、両国関係において「宣言」が必要となつたその背景を概観しておきたい。<sup>(4)</sup>

一九一八年一〇月末、チエコ人はスロヴァキア人とともに独立を達成したが、新国家の領域に取り込まれたドイツ系住民の数は、国境周辺地域や諸都市を中心の一九二一年で、実に約三一〇万人であつた。<sup>(5)</sup> 国内最大の少数民族集団として、「被支配民族」にいわば転落したドイツ系住民は当初、新国家の成立を認めようとしなかつたという。<sup>(6)</sup> そして、新国家が経済的に発展し安定した二〇年代の半ばになつてようやく、チエコ人との共存を模索する政治的潮流がドイツ系住民の中でも支持を集めようになつた。しかし、世界恐慌の影響は、チエコ地方の中でも軽工業の盛んであつたドイツ人居住地域を中心で深刻化して、その社会不満はチエコスロヴァキア政府に向けられた。ナチス政権とも連携したヘンライン Konrad Henlein が率いたズデーテン・ドイツ郷土戦線はこうしたドイツ系住民の不満を巧みに、民族主義的政治運動へと吸収し、一九三五年五月選挙では、ドイツ人居住地域で八五%の得票率を得た。

ただし、チエコスロヴァキア内のドイツ系住民が初めから「ズデーテン・ドイツ人」というアイデンティティーを有し、

「チエコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

独立以前も恒常にチエコ系住民と対立していたと結論づけることは安易すぎるであろう。ドイツ系住民に対する「ズデーン・ドイツ人」という総称が一般化したのは、共和国の樹立以降である。そもそも「ズデーテン」とは元来北モラヴィアの一部を指す呼称で、チエコ地方の国境地域全体を示すようになつたのには、ヘンラインの運動に多くを負っている。民衆の間ではドイツ系住民は「我々のドイツ人 nasi Němci」と呼ばれたことに見られるように、日常生活の上では良好な隣人関係が存在していたのであり、民族間対立の激化は政治的に煽られた結果であつた。

三八年九月末の「ミュンヘン協定」によつて、ドイツに併合された地域のドイツ系住民はドイツ国籍を取得し、一五万のチエコ系およびスロヴァキア系住民は割譲後に残つたチエコスロヴァキア（いわゆる、第一共和国）に強制移住させられた。さらに三九年三月の国家解体後は、ボヘミアモラヴィア保護領下のチエコ人は劣等民族として差別された。第二次大戦中のチエコスロヴァキア解放運動はエドヴァルト・ベネシュ Edvard Beneš ら、主に西側へ亡命した政治家が外交によつて主導したが、国内に残つた抵抗組織内でも、四〇年の末ごろにはドイツ系住民の「追放」による「ズデーテン問題」の解決が多数派意見となつていたといわれる。<sup>(8)</sup> 四〇年春にロンドンに移つた亡命政権は、ドイツ系住民の「追放」による民族問題の解消を模索し、三大国からの支持を内々に獲得していった。そして結局、四五年八月一日付のいわゆるポツダム協定で、「追放」は三大国から正式に承認されたこととなつた。

五月九日ドイツ軍が完全に降伏すると、チエコスロヴァキアでは政府が事態を把握しきれない混乱状態の中で各地でドイツ系住民に対する報復的殺戮、暴力、強制労働への動員などが頻繁に行われた。社会的ヒステリー状況の中で犠牲者は老人や婦女子、反ファシストにもおよび<sup>(10)</sup>、八月のポツダム協定にドイツ系住民のドイツへの「移送」<sup>(11)</sup>が明記され、国際的に「追放」が認知されるまで続いた。この三ヶ月間の「野蛮な追放」については、当時の国際世論も憂慮を示し、現在で

もズデーテン・ドイツ人の中では癒しがたい記憶となつてゐる。

チエコスロヴァキア政府の対応としては、四五年五月以降、八月のポツダム協定までの期間に、一連の一三の大統領令によりドイツ系住民の財産凍結、没収、市民的権利の制限など懲罰的決定が次々と下された。これは上記の社会状況を背景に、政府としても対応を急ぐ必要があつたためであつたが、ベネシュ大統領の署名によるこれらの大統領令はドイツ系住民の法的立場を決定し、その後の「追放」の国内法上の根拠となつただけに、近年の論争においてズデーテン・ドイツ人団体は大統領令の無効を主張し、その法的有効性が議論の焦点になつたのである。<sup>(14)</sup>

八月のポツダム協定の受け入れ以後、チエコスロヴァキア政府は「組織的な追放」を政策として遂行し、四六年始めから一月にかけては移送列車も運行されて、約二五〇万人のドイツ系住民が強制的にチエコスロヴァキアの地から追われていった。組織的とはいへ、その過酷な状況で命を落とした老人や子どもも多く、ズデーテン・ドイツ人側は死者数二五万人を主張している。

このように三七年末には約三三一〇万を数えたズデーテン・ドイツ人の約九五%が五〇年までに、以上の「追放」政策と、その後に継続した「自主的」な移住によつてチエコスロヴァキアを去つた。その正確な人数については諸説があるが、バイエルン州政府労働社会問題省の資料によれば五〇年九月の段階で西ドイツに移住した者だけでも約一九二万人（バイエルン州で約一〇二・五万人）を数え、チエコスロヴァキアに残留したのは一六万五千人であつた。<sup>(18)</sup>

## (2) ズデーテン・ドイツ人団体の主張

「追放」された直後のズデーテン・ドイツ人はドイツ各地だけでなく、オーストリアなどにも向かつたが、全体の約四

「チエコスロヴァキア和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

割は西ドイツのバイエルン州に移住した。そして土地や財産を失なった人々を援助し、ドイツ社会への統合を進める」とが州政府の重要な仕事になつた。実際、バイエルンの戦後の工業化には、ズデーテン・ドイツ人が労働力として大きく貢献することとなつた。そしてバイエルンにおいて、現存するズデーテン・ドイツ人諸団体の多くが疲弊したズデーテン・ドイツ人移民を援助する目的で活動を開始したのもこのころであった。

「『追放』ズデーテン・ドイツ人補償問題」において、ドイツにおける補償要求の急先鋒となつてゐる民間組織の「ランズマンシャフト Sudetendeutsche Landsmannschaft (郷党会)」が事実上発足したのも四七年のことであつた。ズデーテン・ドイツ人団体といつても数あるが、ハノーフでは諸団体の中で最大のランズマンシャフトに絞つて、その主張をまとめておきたい。

移送されてくるドイツ系住民への受入先確保や生活支援を目的に設立されたこの団体は、五〇年には全国組織となり、九四年には会員数約一四万人を抱えている。現会頭は州政府の労働社会問題相を務めたノイバウアーである。六〇年代から七〇年代にかけては、冷戦を背景に共産主義政権下のドイツ系少数民族の権利擁護が人権問題との関連でしばしば議論されていた。<sup>(20)</sup>

ランズマンシャフトは、他の諸団体も代表を送る協議用独立機関の「ズデーテン・ドイツ評議会 (Sudetendeutsche Rat)」にも二〇人の定員中、一〇名の代表を送る権限を有しており、この評議会が九三年六月一九日に採択した「ハイマート (故郷) 政策の基本的二〇のポイント」<sup>(21)</sup>は、ランズマンシャフトのチエコに対する要求を代弁するものとなつてゐる。この綱領はチエコ政府との交渉・対話に備える基本的立場を表明し、ズデーテン・ドイツ人の権利保障のための条件をいわゆるベネシュ大統領令の廃棄とみなし、そこには私有化への参入やチエコードドイツ地域協力への参加など、彼らの経済的諸権

利をチエコにおいて留保しようという意図がうかがえる。「追放」ズデーテン・ドイツ人の子孫は法的に「追放」による補償請求権を相続しており、経済的権利の主張は若い世代を組織につなぎ止める役割も帶びていると指摘できよう。

ところで現在の「補償問題」をより複雑にしている要因のひとつは、ドイツの中でもズデーテン・ドイツ人の移住先がバイエルン州に偏り、彼らの組織が州政治の保守勢力の強力な地盤となつて、これが中央と地方の複雑な重層性を持つドイツ政治に反映している点である。ランズマンシャフトが政界にも代表を送り込んで、政府に太いパイプをもつ特徴の裏返しである。<sup>(22)</sup>

第二、第三世代も含めると、バイエルン州のズデーテン移民関係者の数は現在約一四〇万人ほどに達するが、チエコへの帰還を望む者は少なく、多くがドイツ社会に統合され諸組織と無縁の人も少なくないといわれる。にもかかわらず、数で見れば全体の一割程度の会員数にすぎない団体がズデーテン・ドイツ人の利益を代表するかのような発言を繰り返すのは、以上の政治的背景によるものである。この点がまた、チエコ側にとつては警戒心を強めざるを得ない所以になつてきたといえるであろう。

以上のような歴史的経緯とズデーテン・ドイツ人団体の要求があつたために、「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題は、関係改善後のチエコ＝ドイツ関係に歴史上のわだかまりとなつて顕在化したのであつた。

### 三 戦後の二国間関係の推移

#### (1) 国交の樹立

「過去に対して共通の立場に立つて初めて、我々は現在を理解し未来を創造することができるのです」と、コールは「宣

言」の調印式において演説したが、「和解宣言」の起草作業そのものは約一年半の糾余曲折を経ねばならなかつた。当初は戦後五〇年目の一九九五年末までの発表が意図されていたにもかかわらず、その調印は結局一年あまりも遅れたのである。これは双方の歴史認識の差異を埋める作業、すなわち過去に対する共通の認識形成が予想以上に難航し、条文の起草作業の足枷になつたためと考えられる。

その経緯を概観する前に、以下に戦後の二国間関係の推移を整理しておきたい。

第二次世界大戦後、冷戦構造の深まりを背景に、ドイツでは一九四九年五月にドイツ連邦共和国（西ドイツ）が、ついで一〇月にドイツ民主共和国（東ドイツ）が成立した。チエコスロヴァキアがドイツとの外交関係を回復するのは、まず、同じ陣営に属していた東ドイツとであつた。四九年一〇月一八日、チエコスロヴァキア政府は東ドイツを承認し、外交使節の交換を表明した。<sup>(24)</sup>

一九五〇年六月二三日、東独臨時政府副首相であったウルブリヒト Walter Ulbricht は東独政府要人として初めてチエコスロヴァキアを公式訪問し、同国のザーポトツキー首相 Antonín Zápotocký もともに共同声明を発表した。その内容は、両国の友好関係は堅固であり、両国間に懸案や未解決の問題は存在しない、というもので、二国間には「相互の領土的または境界的要求は存在せず、両政府はチエコスロヴァキア共和国からの実行済みのドイツ人の移送 (odusun) は変更不可能かつ公正であり、最終的解決であることを強調する」と謳つていた。<sup>(25)</sup>

つまりチエコスロヴァキアと当時の東ドイツは、国交樹立にあたつて社会主義国間の連帯を優先させ、ズデーテン・ドイツ人の「追放」については、むしろ積極的に肯定する立場であった。それは、この共同声明が、「(東独政府は) 移住者に対して（中略）、ドイツ民主共和国において新たな故郷を見いだす可能性を供与する」と述べていたことからも、明ら

かであった。<sup>(26)</sup> そしてチエコスロヴァキアの共産党政権はその後一貫して「追放」問題は解決済みとの立場を取り、チエコスロヴァキアの歴史学においても、「追放」の事実を再検討することは異端視されるようになつた。

西ドイツに対する国交回復への働きかけは、チエコスロヴァキア側が最初のイニシアチヴをとつた。ザーポトツキー大統領は一九五五年二月三日、「ドイツとの戦時態勢終結に関する大統領声明」を発表し、東西の別なく「チエコスロヴァキア共和国とドイツとの戦時態勢は終結する。二国間では停戦関係が有効となる」と述べた。<sup>(27)</sup> また、同年八月一〇日、チエコスロヴァキア政府も声明の中で「チエコスロヴァキア共和国政府はしたがつて外交関係の樹立と更なる拡大、および貿易・文化関係の正常化問題を、ドイツ連邦共和国と話し合う用意がある」と表明した。<sup>(28)</sup> この動きは当時、東西関係が「雪解け」を迎える、チエコスロヴァキアの社会主義政権も成立から六年目となり、国内的に安定したこと背景としていた。

さらにチエコスロヴァキアでは、その約一年後の一九五六六年七月三〇日にもシロキー首相 Vilim Široký が国会において「一つのドイツの存在を前提として、西ドイツとの『不戦条約』締結の可能性に言及した。ついで同首相は一九五八年七月一日、アデナウアー西ドイツ首相 Konrad Adenauer に宛てて書簡を送り、「第一」次世界大戦後一三年間も隣接する二国間に外交関係がないとは、正常とは見なしえないことを閣下も同意していただけるものと思います。(中略)チエコスロヴァキア政府には直ちにプラハかボンまたは第三の場所で、(外交関係樹立のための)交渉を開始し、そのための代表を指名する用意があります」と国交回復を提案したのである。<sup>(29)</sup>

しかし、こうしたチエコスロヴァキア側のアプローチに対して、アデナウアーからの返書はなかつた。それは当時の西ドイツ政府が、ドイツの正当な後継国家ではないとみなしている東ドイツとの外交関係を有する国家とは国交を結ばないことを、その外交方針としていたからであつた。

結局、チェコスロvakiaが西ドイツと国交を正常化したのは、一九七二年末になつてからのことである。これは西ドイツにおいて一九七〇年に成立したプラント Willy Brandt 政権が、東側諸国との関係正常化をめざす「東方外交」を打ち出したためであつた。二国間の交渉はゲツツ・チェコスロvakia外務省次官 Jiří Götz とフランク西獨外務省国務次官 Paul Frank が担当し、「チェコスロvakia社会主義共和国とドイツ連邦共和国間の相互関係条約」が起草された。両国の外相が仮調印した上で、一二月一一日、この相互関係条約はプラハにおいて両国首相によつて正式調印された。<sup>(30)</sup>

この条約は、前文と六箇条の条文からなつていた。前文においては国連憲章の精神に則り世界平和に貢献する両国の意志が強調された。そして第一条では、「チェコスロvakia社会主義共和国とドイツ連邦共和国は、一九三八年九月二九日のミュンヘン協定を、この条約による両国の相互関係に鑑み、無効とみなす」としている。その一方、第二条は同条約の法的拘束力を規定し、第一項で「一九三八年九月三〇日から一九四五年五月九日までの期間に行使された法の結果として個人または法人格に対して生じた法的効力に影響しない」と述べるなど、ミュンヘン協定の無効を確認しつつも、その結果として生じた法的措置にまで援用して無効性を主張するものではないことを明らかにした。<sup>(31)</sup>さらに第四条では、両国は「現在も将来も共通の国境の不可侵性を認め（第一項）」、「たがいに領土的要求は（現在も将来も）持たない（第二項）」と領土的修正主義の排除を打ち出したほか、第三条は国連憲章の原則の遵守、第五条は相互関係の分野別深化、第六条は批准成立までの経過規定となつていた。

この条約の意義は、ミュンヘン協定の法的無効性を相互に確認し、両国間の国境が不変であることを明言した点に集約されよう。ただ、両国間の歴史的わだかまりをいかに認識し、いかに解決するかという点では、ナチス政権の政策についての反省やズデーテン・ドイツ人の「追放」に関する記述は盛り込まれなかつた。これは、先に述べたようにチェコスロvakia

キア政府が「追放」問題は解決済みとの立場を取っていたことと、歐州における冷戦構造が固定化する中で、国交を結ぶにあたって、何よりもまず勢力圏の相互承認が重視されたためと考えられる。

ともあれ、一九七三年以降、チエコスロヴァキアは「二つのドイツ」とそれぞれ外交使節を交換し、プラハには東西ドイツの在外公館がおかることになった。一九八九年五月にハンガリーが対オーストリア国境を開放し、その後の東独国民の大量国外流出のきっかけになつたことは、東西ドイツ再統一の序曲として記憶されるが、その際チエコスロヴァキアにおいて東独国民が避難先とした西ドイツ大使館は、上述した経緯で設置されたのである。

## (2) 八九年政治変動以降の両国関係

一九八九年一一月にチエコスロヴァキアでも体制転換が始まり、一二月末に異論派のリーダー的存在であつたハヴェル Václav Havel が新大統領に就任すると、チエコスロヴァキアは対西ドイツ関係をにわかに重視するようになる。七三年の国交回復後も、チエコスロヴァキアにとって西ドイツはやはり敵対する体制に属する国家であつたが、ハヴェルは初の外遊先に東西ドイツを選択することで、チエコスロヴァキアの政治体制が劇的に転換したことを印象づけたのであつた。<sup>32)</sup>さらにハヴェルは、集団的罪の考え方によつてズデーテン・ドイツ人を戦後断罪したことは道義的に許されうることではない、との立場からドイツ人に謝罪したのであつた。

ハヴェルを初めとするチエコスロヴァキア新政権の当時の考え方は、ズデーテン・ドイツ人「追放」問題に関するチエコスロヴァキアの道義的責任を認めることができ、対ドイツ関係の改善のためばかりでなく、国民の共産主義思考からの脱皮にとつても必要とみなしていたといえよう。異論派時代の議論の蓄積を背景として、ハヴェルやディーンストビール JIRI

Dienstbier らは、このよつた信念を貫いたと考えられる。実際、国際世論は勇氣ある行動として賞賛した。

このよつた抽象的なものであつた。一月一一日に、ノイバウアー・ランズマンシャフト会頭は、ズデーテン・ドイツ新聞紙上において、追放された人々は、現実的かつ受入可能な政策で、チエコスロヴァキア＝ドイツ関係の残念な一章に終止符を打つような解决策を要求すべきだと述べ、チエコスロヴァキア側との対話を抽象的な表現によつて求めた上で、同時にハヴエルの大統領就任に期待を表明した。<sup>(33)</sup> また、六月一一日と三日にミュンヘンで開催された第四一回ズデーテン・ドイツ人大会でもノイバウアーは、集団的罪の考え方を拒否し追放を批判したハヴエルに謝意を表している。<sup>(34)</sup>

これがより具体的な要求へと変化したのは、チエコスロヴァキアにおいて「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題への対応がしだいに明らかになるのと時を同じくして、<sup>(35)</sup> 一月一七日チャルフア・チエコスロヴァキア連邦首相 Marián Čalfa は、ドイツ通信社 DPA に対し、チエコスロヴァキアはドイツとの協定の枠組みで「複雑なズデーテン・ドイツ人問題の永久的解决」を望むと語り、この問題の交渉相手は個人や組織ではなく、ドイツ連邦政府のみと強調した。その理由はチャルフアによれば、ランズマンシャフト側が、追放を決めたいわゆるベネシュ大統領令の廃止と財産の返還、故郷への完全な権利しか解决方法はないとチエコスロヴァキア側に伝えてきたためであった。

このランズマンシャフト側の要求は、翌九一年一月の幹部会で具体化され、さらにニュルンベルクにおける五月一九日の第四一回ズデーテン・ドイツ人大会で、チエコスロヴァキア政府に対する四項目の要求として発表された。一言でいうなら「『故郷』に対する権利 (Recht auf die Heimat)」という語に集約されるその要求には、(1)「追放」と財産没収を決定したベネシュ大統領令とその結果の廃棄、(2)帰還を望むズデーテン・ドイツ人に可能性を付与、(3)不動産、または動産に

による補償の実現、(4)ドイツ人グループに対する権利保障、が掲げられていた。<sup>(36)</sup> これには三八年一〇月五日にベネシュは大統領を辞任しており、その後四六年の議会選挙後に大統領に再選されるまで国民に選ばれた大統領ではなかつたというのが根拠のひとつとなつていて。

このような動きに対するチェコスロヴァキア側の反論は、ピトハルト・チエコ共和国首相 Petr Pithart による三月二七日の共和国議会における答弁によく現れている。ピトハルトは、集団的罪の原則は誤つたこととしながらも、歴史は戻せないという現実を認識すべきで、チェコスロヴァキアにおいて共産主義体制が成立した一九四八年二月二五日以前の没収財産の返還はなく、チェコスロヴァキア政府はベネシュ大統領令の見直しを考えないとチェコスロヴァキア側の立場を明確にした。<sup>(37)</sup> この原則は以後、「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題に関するチェコスロヴァキア（現在ではチエコ）政府の基本的な考え方になつていて。

### (3) 善隣友好協力条約の締結

ところで九一年の春から夏にかけては、チェコスロヴァキア＝ドイツ間で善隣友好協力条約締結への準備が進められていた。一九九〇年一〇月三日、東西ドイツは再統一した。そしてドイツ政府にとつては隣接する東側のふたつの旧社会主義国、すなわちポーランドとチェコスロヴァキアとの「基本条約」締結が、近隣外交の重要な課題となつていていたためである。チエコスロヴァキアとドイツとの条約交渉は九一年春以降、本格化した。ドイツ連邦政府はすでに九一年一月に、所有権の問題と補償の問題を条約では棚上げにすることを政府方針にしていた。それをもち出せば、条約交渉はまとまらないかもしけなかつたからである。ただ、チェコスロヴァキアの新政権がすでに体制転換後、ズデーテン・ドイツ人「追放」

「チエコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

問題については、財産返還や旧ドイツ系住民の帰還はありえないながら道義的には謝罪する、という方針を取り、他方、「追放」ズデーテン・ドイツ人団体がランズマンシャフトを中心に補償要求を具体化させていたため、条約交渉では、「追放」という行為に対する国家としての歴史認識を、条文中いかなる語彙で示すかが問題となつて表面化した。ドイツ側からみれば、「追放」が償われるべき行為であることを示唆し、補償への余地を残すためであった。

ドイツ側は、「追放」という行為をそのまま表す *Vertreibung* (チェコ語では *vynáni*) という語の使用を主張した。しかしチエコスロヴァキア側は、無条件に加害者の立場を認めることになるとしてこれに反発した。チエコスロヴァキアでは、「追放」行為がなされた間接的原因はナチスドイツの政策にあり、第二次大戦に勝利した三大国も公認した行為であつたと認識されており、「移送」または「移住」を表す *odsun* または *vysídlení* (ドイツ語で *Abschiebung* または *Aussiedlung*) の語が一般的に用いられていたためであった。

もう一点、条約交渉の過程で争点となつたのは、ミュンヘン協定の無効性の問題であった。基本条約に「追放」ズデーテン・ドイツ人の補償要求やそれに関連する文言が盛り込まれることを断固拒否するチエコスロヴァキア側に対し、ドイツ側は「ミュンヘン協定は一九三九年三月一五日までは少なくとも効力を有していた」と主張した。これはこの条約交渉の過程で、ミュンヘン協定の無効性に関し、チエコスロヴァキア側が一九七三年の相互関係条約の「草稿」を交渉の前提とすることに同意してしまつたためといわれる。つまり、その草稿のドイツ語版では「無効性」という語の前に意味を弱める不定冠詞がついていたため、「無効性」の定義について解釈する余地をドイツ側に与えたことが原因という。<sup>(38)</sup>

真偽のほどは条約交渉中に交わされた政府間の覚書が公開されるのを待つしかない。しかし、これが正しければチエコスロヴァキア側は条約交渉上のミスによつて、ミュンヘン協定の成立当初からの無効性を再確認するために「追放」

(vyhnání) の語を条文に盛り込む」とし、さらに条約を補足する外相間の交換公文の取り交わしで譲歩を迫られたことになる。

妥協を重ねて、「チェコスロヴァキア＝ドイツ善隣友好協力条約」は一九九一年一〇月七日に仮調印、翌九二年二月二七日に正式調印された。<sup>(39)</sup>

この条約は前文と三五条の本文からなっており、チェコ側からはハヴェル大統領とディーンストビル外相が、ドイツ側はコール首相とゲンシャー外相 Hans-Dietrich Genscher が署名した。前文では、「(チェコおよびスロヴァキア連邦共和国とドイツ連邦共和国は)…暴力支配、戦争、追放 (vyhnání) がもたらしたおびただしい犠牲者と、多くの無実の民に降りかかった重大な苦痛を自覚し、……、チェコスロヴァキア国家は一九一八年以降いかなるときもその存在を絶つたことがない」という現実を認めつつ、……、一九七三年一二月一日のチェコスロヴァキア社会主義共和国とドイツ連邦共和国の相互関係条約を、一九三八年九月二九日のミュンヘン協定の無効性をまた顧慮しつつ確認し、……と、「追放」の語が使用されるのと引き替えて、ミュンヘン協定の無効性と国境の不可侵を認めた七三年の相互関係条約を再確認し、チェコスロヴァキア国家の継続性が強調された。本文では政治・経済・軍事・文化・社会面などについての協力関係を打ち出している。

結局、ランズマンシャフトがドイツ政府に重ねて求めていた没収財産の補償に関する規定は、条約中には盛り込まれなかつた。そのためノイバウアーはこの条約を強く批判した。<sup>(40)</sup> しかし、先に述べた外相間の交換公文の第一項は、「双方は一致して声明する：この条約は財産権問題には関係しない」と述べ、公的文書によつて両政府は、補償問題が未解決であることを認めることとなつた。<sup>(41)</sup>

「チェコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

この条約が締結された約四ヶ月後のチェコスロヴァキア議会選挙の結果によつて、チェコとスロヴァキアの分離・独立は決定的となつた。一九九三年一月一日に独立したチェコ共和国は、チェコスロヴァキアの後継国家として、ここで述べた「チェコスロヴァキア＝ドイツ善隣友好協力条約」を引き継いだが、西の大国ドイツとの友好関係はチェコにとって以前にも増して重要なものと認識されるようになつた。

#### 四 「和解宣言」の調印

##### (1) 「和解宣言」の交渉過程

九三年から九四年にかけても、ランズマンシャフトが補償要求とチェコ政府との直接対話要求を繰り返し、これに対しテチェコのマスコミが過敏に反応するという悪循環は続いていた。チェコのクラウス政権も、多方面にわたる対ドイツ関係の強化がチェコの経済改革には不可欠であり、そのためには「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題の鎮静化とチェコ人ナチス被害者補償問題の解決が避けては通れない課題であるとの立場に傾いていた。<sup>(42)</sup>また、一九九五年は戦後五〇周年の節目であり、何らかの政治的「ジエスチャーア」が望まれた。こうした経緯を背景に、「和解宣言」交渉は両国関係の具体的な外交課題になつた。

こうしたチェコ側の意図は、九五年はじめにジエレニエツ・チェコ外相 Josef Zieleniec からドイツのキンケル外相 Klaus Kinkel に伝えられた。ジエレニエツは、ドイツ側にチェコ人ナチス被害者救済を主要目的とする「チェコ＝ドイツ未来基金」の創設を呼びかけたのである。<sup>(43)</sup> チェコ外務省にしてみれば、ヨーロッパ連合EUへの加盟を前に、チェコ＝ドイツ関係の不安定要因を取り除いておきたいとの思惑があつた。加えて政界、言論界において、両政府と両議会が文書の

形式で、公式に「過去との決別」をすべきだとの議論がおこなわれていたこととも関係している。

二月にはハヴエルがプラハ・カレル大学でチエコ＝ドイツ関係に関する演説をおこない、戦後のズデーテン・ドイツ人「追放」に遺憾の意を表すと同時に、チエコ＝ドイツ関係において対立の時代は終了し協力の時代が到来していると述べた。「追放」ズデーテン・ドイツ人への謝罪を一貫して主張してきたハヴエルではあるが、この演説は補償要求をめぐる両国の応酬には終止符を打つべきだと考えを示したものと受け取られた。<sup>(44)</sup>さらに四月から五月にかけては両国の政府要人が、積極的に両国関係に言及するようになり、両国議会間の「共同宣言」が検討された。これについてはハヴエルも両国議会による何らかの「宣言」に賛意を示した。

「宣言」をめぐる両国の交渉は六月から開始された。チエコ側からはヴァオンドラ外務次官 *Alexandr Vondra*、バイエルンからハルトマン独外務省国務次官 *Peter Hartmann* が交渉に臨んだ。また、ドイツではフォルマード院副議長 *Antje Vollmer*（緑の党）が両国議会の「共同宣言」を肯定する立場から積極的に発言した。

他方、八月一五日、クラウスは南ボヘミアのドマジュリツェでシュトイバー・バイエルン州政府首相 *Edmund Stoiber*と会談し、次官級交渉からの格上げを主張した。さらにクラウスは議会主導型の「共同宣言」について、両国の社会民主党の意見が反映される恐れが大きいとして難色を示し、シュトイバーに対し交渉は両国の外交レヴエル、すなわちチエコにとつての交渉相手はドイツ連邦政府であることを明言した。これに対してもシュトイバーは拒否する考えを示した。<sup>(45)</sup>

九五年の秋、「宣言」をめぐる両国の交渉は難航した。チエコではヴァオンドラ次官が一〇月に九五年中の交渉妥結への希望的観測を述べたが、ドイツではランズマンシャフトや「追放」ズデーテン・ドイツ人を支持者にもつキリスト教民主同盟CSUが連邦政府に圧力をかけ、一二月一〇日にはシュトイバーが、「共同宣言」は時期尚早との判断をコール、キ

ンケルらに伝えた。他方、チエコ政府要人の中では、ランズマンシャフトの度重なる要求に反発する発言が聞かれた。ハヴェル<sup>(47)</sup>でさえ、財産権に関わる非現実的な要求をズデーテン・ドイツ人はすべきでない、と発言したといわれる。<sup>(48)</sup>

結果として、一月二二日にボンでおこなわれた外相間の交渉は決裂した。その直接的理由をジエレニエツは一五日に公表し、すでに合意していたはずの「追放」の表現の問題と、「追放」の法的根拠になりランズマンシャフトがその無効性を主張している、いわゆるベネシュ大統領令の問題を、ドイツ国内の圧力を背景にキンケル外相が交渉当日の一二日になつて再びもち出したからであると批判した。<sup>(49)</sup> この発言には一月一八日キンケルが反論して、交渉決裂の原因はチエコ側にあるとして、「欧洲の戦後秩序を決めた一九四五年のポツダム協定は、ズデーテン・ドイツ人追放の法的根拠を与えるものではない」と記者団に語った。この発言はチエコ政府に衝撃を与え、「宣言」交渉は中断したのであった。<sup>(50)</sup>

両国の外交関係は一気に冷え込み、チエコの報道機関はこの事態を大々的に報じた。こうした事態にはドイツ国内でも野党の社会民主党を中心にコール首相への批判が高まつた。また一月半ばには米国をはじめイギリス、ロシアが、ポツダム協定は戦後の住民移動の根拠となつたと、同協定の有効性を認める立場を表明し、第二次大戦時の三大国までがチエコ<sup>(51)</sup>・ドイツ間のこじれた外交関係に巻き込まれた格好となつた。

九六年に改めて「宣言」問題がクローズアップされたのは、チエコにおいて議会下院の選挙（五月三一日、六月一日）が終わつてクラウス第一次政権が成立し、国内の政治日程が落ちついた八月末になつてからである。東ボヘミアで開催されたチエコ＝ドイツ青年の集いに出席したハヴエルとヘルツォーク・ドイツ大統領 Roman Herzog は、「宣言」文はほぼ固まつた、と語り、これを裏付けるように九月一一日、コールも年末までに調印されるであろうと述べたのである。<sup>(52)</sup>

すなわち、水面下で「宣言」案の練り直しが進んでいたことが明らかとなつたが、外交当局は徹底して中身が外へ洩れ

るのを避けながら交渉にあたつた。こうした姿勢にはチェコ社会民主党のゼマン下院議長 Miloš Zeman などから、ズデー・テン・ドイツ人の補償要求にチェコ政府が屈するのではないか、との懸念が示された。

一二月三日、リスボンの全欧安保協力機構 OSCE 首脳会議でコールと同席したクラウスは、両首相会談の後、「宣言」案は実質的に完成したと語ったが、その「宣言」案がいさか唐突に報道機関によつて公表されたのは、一二月九日であった。<sup>(54)</sup> ランズマンシャフトのノイバウアーは補償要求が文言として盛り込まれなかつたことに失望を表明したが、政治家やマスコミはおむね好意的な反応を示した。<sup>(55)</sup> そして「チェコ＝ドイツ和解宣言」はプラハにおいて一二月二〇日、両外相によつて仮調印され、さらに一月二一日、本稿冒頭に述べたように正式調印されたのであつた。

## (2) 条文の意義

さて、こうしてようやく調印された「和解宣言」であるが、構成は前文と八項からなる比較的短いものとなつた。多少煩雑になるが、ここでは条文を引用しながら説明していきたい。

### 「相互関係およびその将来の発展に関するチェコ＝ドイツ声明」

チェコ共和国およびドイツ連邦共和国政府は、

一九九二年二月二七日のチェコおよびスロヴァキア連邦共和国とドイツ連邦共和国の善隣友好協力条約と、それによりチエコ人とドイツ人が互いに手をさしのべたことを想起し、

その過程で今日まで続く豊かな文化的遺産が創り出された、チエコ人とドイツ人の実り多くかつ平和的な共存の長い歴

「チエコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

史を評価し、

おこなわれた不法行為を覆すことはできないが、場合によつてはそれを和らげることが可能であること、そしてその際新たな不法行為が発生してはならないことを確信し、

ドイツ連邦共和国はチェコ共和国の欧州連合および北大西洋同盟への加盟を、それが共通の利益であるとの確信に基づき強く支持することを自覚し、

永続的かつ将来を見据えた融和への前提としての相互関係における信頼と率直さを信条とし、  
共同で声明する。

この前文では、過去の不法行為を正しく受けとめ、繰り返さない決意が述べられた。九一年の善隣友好協力条約に比較して特筆すべき点は、北大西洋条約機構NATOへのチェコの加入支持をドイツが公的文書の形で明言した点である。欧洲共同体EC（現在ではEU）へのチェコの加盟をドイツが支持する点については、この「宣言」と同様、九一年の条約にも盛り込まれていた（前文、および第一〇条）が、協力条約では、安全保障面の条文は、全欧安保協力会議CSCCE（現在のOSCE）の理念に沿った協力関係の構築が中心であった（第五条～第七条）。

チェコの安全保障上の外交課題は、とくに九一年後半以降、NATOへの加盟に変化した。NATOの東方拡大問題が議論された際、ドイツは大枠で拡大に賛成しつつも、細部ではしばしば慎重論が聞かれた。そのためチェコ側は、隣国でありNATO加盟国であるドイツの言質を取つたと見ることができるのである。<sup>(57)</sup>

つまに第一項であるが、ここでは過去の反省の上に立ち、将来の相互関係の basic 理念が以下のように述べられている。

(第一項) 双方は、チェコ＝ドイツ関係を善隣および良好パートナーシップの精神によつて発展させ、これにより統合する欧洲の形成に貢献するみずからに義務と責任を自覚している。(中略)

双方は、共に未来への道を歩むには過去への明確な言葉が求められ、その際一連のできごとににおける原因と結果が誤解されではないことを、同じく自覚している。

この基本理念を受けて、第二項と第三項では、ドイツ側の遺憾表明とチェコ側の遺憾表明がそれぞれ「追放」の語を用して明記された。

(第一項) ドイツ側は、一九三八年のミュンヘン協定と、チェコスロヴァキア国境地域からの人々の逃亡<sup>(58)</sup>と追放 (útěk a vyhánění)、さらにチェコスロヴァキア共和国の瓦解と占領をもたらした歴史的展開におけるその役割に対するドイツの責任をみずから認める。

ドイツ側は、ドイツ人のナチス犯罪者によつてチェコ人民に与えられた苦惱と不正行為を遺憾に思う。ドイツ側は暴力によるナチス支配の犠牲者および暴力によるその支配に抵抗した人々に対し、榮誉を与える。

ドイツ側はチェコ人民に対する暴力によるナチス政治が、戦後の逃亡、追放、強制移住 (útěk, vyhánění a nucené vysídlení)<sup>(59)</sup> の土壤を形成するのに寄与したことを、また自覚している。

「チェコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算 (矢田部)

この第二項の特徴はドイツ側が、ナチスドイツの政策によつて戦後のズデーテン・ドイツ人「追放」の遠因を招來したことを見めた点である。また、同時にこれまであまり明確に語られなかつた、「もうひとつの追放」、すなわちミュンヘン協定でドイツ帝国に併合されたチェコスロヴァキアの国境地域からチェコ系住民が追放された事実について、「追放」の語を用いて言及したことも、チェコ人被害者への配慮となつてゐる。

(第三項) チェコ側は、当時のチェコスロヴァキアからのズデーテン・ドイツ人の戦後の追放かつ強制移住、また財の取り上げおよび市民権剥奪によつて、無実の人々に多くの苦惱と不正行為がもたらされ、さらにそれが集団的罪を負わせる性格をもつた觀点からなされたことを遺憾に思う。

とりわけチエコ側は、基本的な人道上の原則かつまた当時有効な法的規範とも矛盾していた行き過ぎ (excess) を遺憾に思ひ、さらにこれらの行き過ぎを違法ではないと見なすことが一九四六年五月八日付法律一一五号を根拠として可能とされたこと、およびその結果としてこれらの行為が処罰されなかつたことを遺憾に思う。

第三項ではチエコ側が現状で認めうる「追放」の事実に関するざりぎりの認識が示されたと同時に、チエコ側の従来からの主張にも配慮した条文となつたと言えよう。

すなわち「集団的罪」という語が盛り込まれたことも特徴であるが、当時の「追放」の法的根拠となり、ランズマンシャフトが現在、法的に無効と主張しているベネシュ大統領令には直接的に言及せず、「行き過ぎ（ここでは複数形が用いらされている）」という語によつて、戦争直後のチェコスロヴァキアの法体系の問題を示唆した。そして一九四六年五月八日

付法律一一五号<sup>(60)</sup>の不法性が認められ、四五年のドイツ降伏直後、報復的にドイツ人住民に對してなされたリンチや虐殺（いわゆる「野蛮な追放」<sup>(61)</sup>）をも正当な行為とした同法とその結果を遺憾とした。これは、ベネシュ大統領令の適法性を存続させる範囲内で、当時の「追放」行為の悲惨さをチエコ側が悔いる姿勢を示したものである。

もう一点、第一二項と第三項に共通して特筆すべき」とは、「追放」を表す語、そのものの問題である。「追放」に用いられた語は、チエコ語が *vyhánění* で、ドイツ語は *Vertreibung* であった。チエコ語の表現が従来いわれてきた *vyhnání* ではなく、ドイツ語では同じ *Vertreibung* に訳し、「*vyhánění* あつた」とは、ドイツ側の主張も曲げずに、チエコ側の主張にも配慮した結果であろう。チエコ語において *vyhánění* は、同義の *vyhnání* よりも多少政治的貫徹性の弱い、いわば「曖昧性」の高い表現だからである。<sup>(62)</sup>

（第四項）双方はおこなわれた不法行為が過去のことであり、すなわち自分たちの関係を未来志向として合意する。双方はまさにその歴史の悲劇的時代を自覚し続けるが故に、自分たちの関係を構築する際に今後も意思の疎通と相互協調を優先させる決意であり、その際いずれの側も自身の法秩序によつて義務づけられており、相手側が別の法解釈をもつ」とを尊重する。双方はしたがつて、自分たちの関係を過去に由來する政治的かつ法的問題によつて妨げないとを表明する。

第四項には法制度の尊重が盛り込まれた。過去に起因する法的問題が両国関係に悪影響を及ぼさないと述べている点は、ベネシュ大統領令の有効性をめぐる両国の意見の相違を、外交問題化させない意図の現れと解釈できる条文である。

（第五項）一九九二年一月一七日の善隣友好協力条約の第二〇条および二一条には、チエコ共和国内の少数派ドイツ系住民およびドイツ連邦共和国内のチエコ出身住民の権利が詳細に記されているが、双方は同条項による義務を再確認する。（後略）

第五項では少数派の権利の尊重が再確認された。これはチエコに残留したドイツ系住民や、「追放」ズデーテン・ドイツ人団体への配慮と見ることができる。

（第六項）双方は、チエコ共和国の欧洲連合への加盟とこの地域における移動の自由がチエコ人とドイツ人の共存をさらに容易なものとすると確信する。

この関連において双方は、欧洲共同体およびその加盟国とチエコ共和国間の連合に関する欧洲協定に基づき、同協定第四十五条による企業家活動の可能性を含む経済協力の分野において著しい進展があつたことについて、満足の意を表する。（後略）

第六項では九二年の条約と同様、チエコが加盟を希望しているEUによる欧洲統合への両国の支持が盛り込まれている。東方拡大にあたって、加盟申請国の実績を厳しくチェックしているEUの主要国であるドイツに、チエコ側がその実績を認めさせたといえるであろう。

そして、第七項は、九五年にジェレニエツが提案した「チエコ＝ドイツ未来基金」の設立に関する条文である。

(第七項) 双方はチェコ＝ドイツ未来基金を設立する。ドイツ側はこの基金に一億四〇〇〇万マルクを拠出する用意のあることを表明する。チェコ側は四億四〇〇〇万チェコ・コルナを拠出する用意のあることを表明する。双方は別途、基金の共同管理に関する協定を締結する。

この共通基金は、共通の利益（例えば、青少年の集い、老人福祉、療養所建設および運営、記念建造物および墓地の保全および再建、少数者の擁護、パートナーシップ・プロジェクト、チェコ＝ドイツ討論フォーラム、共同の学術・環境関連プロジェクト、語学学習、越境協力）となるプロジェクトの資金に利用される。

ドイツ側はナチスの暴力の犠牲となつた全ての人々に対し義務と責任を有することを公認する。したがつてあるべきプロジェクトとは、とくにナチスの暴力の犠牲者のためのものとするのがふさわしい。

ここで規定された基金に双方が拠出する金額は、ドイツ側が約一〇三億円、チェコ側が約一四億円である。両外相はこの「和解宣言」が調印された一月二一日、さつそくプラハにおいてこの「未来基金」について会談をおこなつた。<sup>(63)</sup> チェコは、ドイツが戦後、体系的な戦後補償を行わなかつただひとつ国家であることを考慮すれば、その意味は大きい。

(第八項) 双方は、とりわけ一〇世紀前半のチェコ人－ドイツ人関係の歴史的展開を共同で調査研究する必要があることに同意し、したがつて現在までのチェコ＝ドイツ歴史家委員会の有効な活動の継続を支持する。(後略)

チェコ＝ドイツ間では一九九〇年から両国の歴史家によつて、共通の歴史認識の構築を目的とする活動が継続中である

「チェコ＝ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算（矢田部）

（発足当初はチエコスロヴァキア＝ドイツ歴史家委員会）が、第八項は一九九一年の条約と同様（第二七条）、歴史家委員会の活動に支持が打ち出された。研究対象の時期を二〇世紀の前半とともに言及したのは、チエコ人－ドイツ人関係史において二〇世紀前半は双方の関係がもつとも緊張状態にあつたからであり、それが「追放」に結びついたという認識を背景にしているといえよう。<sup>(64)</sup>

## 五 おわりに

以上見てきたように、この「和解宣言」の条文は双方のぎりぎりの妥協の産物となつた。チエコ側は表現の部分で大きく妥協をし、他方、ドイツ側は国内の「追放」ズデーテン・ドイツ人から圧力のかかつた補償問題に関する字句を「宣言」中に盛り込まなかつた。つまり、「宣言」の調印は、外交問題としての「追放」ズデーテン・ドイツ人補償問題に対する、政府間の政治決着の感が強い。とくにチエコ側にとつては、補償問題に言及しない範囲で遺憾の意を表明し、その見返りとしてEUとNATOへの加盟問題でドイツの言質を取る、という政治的意味があつたと思われる。

条文に対する反応としては、両政府が仮調印（一二月二〇日）の直前まで秘密主義を通したことも手伝つて、チエコ共産党はいち早く批准反対を打ち出したし、排外主義的なチエコスロヴァキア共和党も正式調印に際してデモを組織した。チエコの世論は賛否両論あつたが、おおむね冷静な反応であつた。ドイツでは議会を中心に好意的な反応が多かつたが、ランズマンシャフトが「宣言」の内容を強く批判するなど、一部で否定的な見解がみられた。<sup>(65)</sup>共同宣言の調印に際して、コールが「追放」ズデーテン・ドイツ人個人の補償請求は依然として可能との考えを示したのは、そのためである。<sup>(66)</sup>しかし、ドイツの一般世論の反応は概して無関心であつた。

そして「和解宣言」は、ドイツでは一月三〇日、連邦議会において賛成多数で承認された。コールは連邦議会での採決にあたって、調印式の際の発言を修正して、財産権の問題は各国の法制度の問題に関わりドイツは他国の法制度を尊重する述べた。<sup>(67)</sup> コール政権にはズデーテン・ドイツ人団体とバイエルン州政府を説得するという課題が残された。

チエコにおいては下院が少数与党であるため、チエコ社会民主党の出方が注目された。<sup>(68)</sup> 与党側は「宣言」が過半数ではなく五分の三の多数で可決されることを優先して、この「宣言」によって財産権問題は決着したとする内容の国会決議を同時に可決することで妥協し、二月一四日下院において「和解宣言」は承認された。<sup>(69)</sup> 四月下旬には両国の大統領はそれぞれ相手国を訪問し、その議会で演説をおこない、未来志向型の両国関係を訴えた。<sup>(70)</sup> 以上が正式調印後の経過である。

もつとも、「和解宣言」交渉過程には依然として不明な点がある。九六年初めには一度暗礁に乗り上げた「宣言」交渉が、なぜ九六年の夏以降、水面下とは言ひながら順調にまとまつたか、別の言い方をすれば、ドイツ側が、交渉中断の際には強く主張していた「追放」ズデーテン・ドイツ人への「補償問題」に関する記述を、なぜ最終段階で取り下げたか、については別の史料が明らかになることを待たねばならない。

また、この「和解宣言」は両国議会でそれぞれ承認されたが、条文そのものには、国内での批准手続きや発効要件に関する規定が盛り込まれておらず、国際法上の法的拘束力は目的ではなく、象徴的意味あいに重要性がおかれていることも指摘しなければならない。つまり両国政府がこの宣言を尊重する意思を弱めた場合、外交問題としての「追放」ズデーテン・ドイツ人の財産権に関する補償問題が再燃しない保証はないのである。現に五月一八日にニュルンベルグで開かれた第四八回ズデーテン・ドイツ人大会では、ランズマンシャフトを中心に和解宣言を受け入れない姿勢が示され政府に圧力をかけている。<sup>(71)</sup>

いざれにせよ、ハの「和解宣言」はあくまでも外交上の節目であつて、「終わりであつて始まり」であろう。隣り合つた民族間の和解は、政府間で取り交わされた文書によつて一日にして成るものではない。今後も時間をかけて信頼醸成を図り、その過程で、戦争犠牲者を癒してゆくしかあるまい。ジヒノ「ハツハ」ハの「和解宣言」交渉を始めるにあたつて「過去に終止符を打つ」といつたが、正式調印を前にして「(ハ)の宣言の意味は)」コトオドではなく「ロハダ」と述べたところ<sup>(73)</sup>。「和解宣言」をむしろハ捉えれば、両民族の長い関係史の中での、ハの「宣言」の意味が浮かび上がつてくるのではないか。

[註]

- (1) 本稿では、「和解宣言」と便宜的に呼称する。チヒ語テキストは、*Hospodářské noviny*, 10. 12. 1996. (以下、HN)、シマツ語テキストは、*Mitteilung für die Presse Nr. 1175/96. Auswärtiges Amt*, Bonn, 20. 12. 1996. を使用した。なお、チヒドは一般に「deklarace」ハガわれ、英語版のテキストも「Declaration」であるが、シマツ語版では「Deklaration」ではなく、「Erklärung」を用ひられる。

(2) 本稿における「チヒコスロヴァキア」とは、いくに断つのない場合、一九一八年一〇月一八日から一九九一年一一月三一日までのチヒコとスロヴァキアの共同国家を指し、「チヒコ」とは一九九二年以降のチヒコ共和国を指す。なおハジド「チヒコ地方」とハジハの「カウルボクニア、モラヴィア、シレジアの各地方を総称した表現で、現在のチヒコ共和国とほぼ同じ領域を指す。

(3) 両民族関係の概観、同補償問題の原因と双方の主張、および近年の動向については、拙稿「『追放』ズデーテン・ドイツ人補償問題をめぐるチヒコードイツ関係の現状」(齊藤孝編『二十世紀政治史の諸問題』彩流社、一九九七年、一九九七年一一月一〇〇〇ページ)における叙述も参照されたい。

- (4) ズデーテン・ドイツ人「追放」の概観に関する本稿の記述は、前掲拙稿「一九九二一一七回マージにおける叙述を元にしてゐる。
- (5) Mamatey, V. S. and R. Luža eds., *A History of Czechoslovak Republic 1918-1948*. Princeton, 1973, p. 40.

(6)

ドイツ系住民は当初、リベレツ市を中心に分離を宣誓し、一九一九年三月、オーストリア第一共和国議会選挙への参加を求めて軍と衝突した。一九一〇年六月に制定された憲法の制定過程においても、その議論への参加を拒否した。(篠原琢「第一次世界大戦後の中部ヨーロッパ秩序と『ズゲーテン・ドイツ人』の追放問題」『歴史と地理』第八号、一九九〇年、五ページ。)

(7)

同党は一九三五年五月選挙では、ズゲーテン・ドイツ党 [Sudetendeutsche Partei (SdP)] と改称し、ドイツのヒュトラー政権と密接な関係を保持していくた。

(8)

国内レジスタンス組織としては、(イ)国民防衛軍 (Obrana národa, ON)、(ロ)政治中央部 (Politické ústředí, PÚ)、「我々は忠実であり続ける」請願委員会 (Petiční výbor "Věrní zůstaneme", PVVZ)、(リ)共産党 (KSCS) が地下活動していくが、共産党をのやく三つの勢力は一九四〇年初めまでに連携して、国内抵抗中央指導部 (Ústřední vedení odboje domácího, ÚVOD) を形成、ロンドン亡命政府と密接に連絡をとり、一九四〇年から四一年の段階でドイツ人排除による少数民族問題解決で一致していた。

(9)

ズネックは早くも一九三八年二月には亡命先で腹心のリップカ Hubert Ripka と、解放後のチコスロヴァキアからのズネック、ハン・ドイツ人排除の可能性について検討していくた、との記述もある。(Wiskemann, Elizabeth, *Germany's Eastern Neighbours*. London, 1956, p. 62.)

(10)

*Lidové noviny*. 13. 7. 1990. (ムード LN).

(11)

チコスロvakia では odsun, 英語では transfer<sup>o</sup>

(12)

例えば、共産党の機関紙であったルデー・プラーオ紙を見ても、ナチス協力者の土地没収を待望する記事や (*Rudé právo*.

19. 5. 1945. (ムード RP))、国境地域への入植を勧める社説 (RP. 21. 6. 1945.)、民族国家建設への希望を表明する社説 (RP. 5.

8. 1945.) など、政府の政策に肯定的な記事が田立していく。

(13)

いわゆるズネック大統領令とは、チコスロvakia 亡命政権がロハマンで一九四〇年六月一一日にイギリスから仮承認され以降、「チコスロvakia 官報 *Úřední věstník československého*」によって告知されるよつてなった国家権力行使の立法形態である。すなわち、種々の法律、決定・命令・規則は、この官報を通じて「大統領令 dekret」または大統領憲法令 *Ústavní dekret* として公布された。これを決めたのは一九四〇年一〇月一五日付チコスロvakia 官報、共和国大統領憲法令第一号 (立法権の暫定行使) であり、この暫定行使は、一九四五年法令集八月一五日付第四七番「暫定国民議会に関する共和国大

「チコスロvakia ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算 (矢田部)

「統領憲法令」に基づく暫定国民議会の成立によつて（四五年一〇月一八日）終了した。大統領令は法律と同じ効力を持つとされたが、これを定めたのも戦時下の大統領令であつたため、一九四六年法令集二月一八日付第五七番の憲法法律 Ústavní zákon によつて、改めてそれまでの大統領令は法的に法律として規定された。公布総数は一四一あり、国外での公布が四三、亡命政権帰還後の国内での公布が九八あつた。

ズデーテン・ドイツ人問題に対する法令はその一部であり、「自由なき時期の財産権移転の無効性およびドイツ人、ハンガリー人、背信者、協力者、諸団体および組織の財産価値の民族経営に関する共和国大統領令」（一九四五年法令集五月一九日付第五番）、「ナチス犯罪者、背信者およびその援助者の懲罰と特別人民裁判に関する共和国大統領令」（一九四五年法令集六月一九日付第六番）、「チェコおよびスロヴァキア民族の背信者または敵性ドイツ人、ハンガリー人の農業財産の没収と分割の加速に関する共和国大統領令」（一九四五年法令集六月一一日付第一二一番）、「ドイツ人、ハンガリー人などの敵性農地へのチェコ人、スロヴァキア人およびその他のスラブ人農民による定住に関する共和国大統領令」（一九四五年法令集七月一〇日付第一二二番）、「ドイツ人およびハンガリー人のチェコスロヴァキア国籍の整理に関する共和国大統領憲法令」（一九四五年法令集八月一一日付第一二三番）などの一二の大統領令・法律・省令が問題とされた。

- (14) 「れらの大統領令の条文にこゝでは、Jech, Karel, and Karel Kaplan, eds. *Dekrety Prezidenta republiky 1940-1945*, I, II. Brno, 1995. を参照。大統領令発布の経緯、法的効力、「ゲートル」・「マイハ」、「追放」の根柢となつた大統領令の意義にこゝでは Winkler, Pavel, "Dekrety prezidenta republiky z období 1940-1945." *Mezinárodní vztahy*, No. 3, Praha, 1994, pp. 20-29. を参照せよ。
- (15) Luža, Randomír, *The Transfer of the Sudeten Germans*. New York, 1964, pp. 277-292.
- (16) ズデーテン・ドイツ人議議会 Sudetendeutsche Rat [黒レーベル連邦議会]、「追放」が直接の原因で死亡した者の数は一二五万人にのける (*Sudetoněmecká otázka: Krátký obrys a dokumentace*. München: Sudetendeutscher Rat, 1987, p. 13.)。チェコの歴史家は、ドイツの神学者でズデーテン・ドイツ人移住者を支援したスラードク Paulus Sládek の数字（「追放」による死者は一八、八八九人、うち五、五九六人は暴行などによる死亡）を通説としている (Staněk, Tomáš, *Odsun Němců z Československa 1945-1947*. Praha, 1991, p. 372)。
- (17) Bayerisches Staatsministerium für Arbeit und Sozialordnung, *Deportation, Flucht und Vertreibung: Ein Rückblick nach 40 Jahren*.

München, 1987, p. 31.

- (18) Mamatey, V.S. and R. Luža eds. *op. cit.* p. 422. もと、その後、西側の人口へと移住民の流出が続む。一九九一年の統計によれば、九七〇人を数える。<sup>11</sup> (ČTK. *Dokumentační přehled*. No. 9, Vol. 29, p. 76.)<sup>12</sup>
- (19) ハンガリの総領事のレポートによると、「Demní telegraf. 1. 3. 1994, "Sudetoněmecké krajanské sdružení-SKS."」<sup>13</sup> Šnejdárek, Antonín. "The Beginning of Sudeten German Organization in Western Germany after 1945." *Historica* 8, 1964, pp. 235-252. と記してあるが、この組織は「西側のドイツ人団体の活動を反対するベルガウト」である。<sup>14</sup>
- (20) *Sudetoněmecká otázka: Krátký obrys a dokumentace*. München: Sudetendeutscher Rat, 1987, pp. 26-32. なお、現在掲げられてる「田権は」(i) 地方国民党の財産への賛成、(ii) 「故郷 (Die Heimat)」への権利の主張への奪回、および民族自決権の貫徹、(iii) 民族および個々の同郷人の奪われた財産の返還請求権、および結果的に生じた補償請求権の主張、(iv) 移住先における民族的利益の保護、(v) 俗文化・方言・文化財など「故郷」の伝統保存、および次世代への伝承、文化生活の振興、(vi) 「故郷」に残留した同郷人々の全面的支援、みなこれらが、基本的には、七〇年代からの継承された主張である。
- (21) *Mitteilungsblatt der Sudetendeutschen Landsmannschaft*. Folge 8-9, 1993, pp. 192-195.
- (22) 前掲拙稿、一八六ページ。
- (23) 調査試における両首相の演説の全文は例へど、*Právo*. 22. 1. 1997。
- (24) Ústav pro mezinárodní politiku. *Dokumenty československé zahraniční politiky: 1945-1960*. Praha, 1960, p. 499 (以下、*Dokumenty: 1945-1960*).
- (25) *Komu slouží ombuva: Češi a sudetští Němci (Dokumenty, faktika, svědectví)*, Praha, 1992, p. 121 (以下、*Komu slouží...*).
- (26) 東ドイツへ迎えられたスザーネ・ルツーの数は九一万六千人（東ベルヒャーク）である（Luža, *op. cit.*, p. 300.）。
- (27) *Dokumenty: 1945-1960*. pp. 429-430. ハンガリの大統領声明によると、東ドイツは「東ドイツ」の領土の明確化を歓迎の意を表した。
- (28) *Komu slouží...* p. 123.
- (29) *Dokumenty: 1945-1960*. pp. 454-459.

「ナショナル・ソサイエティ」の調査による戦後の清算（矢田船）

- (30) チェコ側から「ハローラガル」首相 Lubomír Štrougal と「ウペク外相 Bohuslav Chňoupek」、エイツ側は「ラハル」首相 Walter Scheel が署名した。チェコ語トキストは「Komu sluší...」、pp. 125-127., エイツ語テキストは「Raschhofer, Hermann und Otto Kimmich. *Die Sudetenfrage: Ihre völkerrechtliche Entwicklung vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart*. München, 1988, pp. 348-350. を使用した。
- (31) なお、第一條第三項では、「(この)条約は「ハハクノ協定に付随するかのうじにて」(チェコスロヴァキア側の) 物的要件の法的根拠を生じれやなる。」との条約がチェコスロヴァキア側の賠償請求に関する根拠となることを決定してゐる。
- (32) 前掲註項、二六四ページ。
- (33) ČTK. *Dokumentační přehled*. No. 12, Vol. 239, 1994, p. 71.
- (34) 九〇年八九一年の大領事は、チェコベロダハヤ政府の代表も来賓として参加した。
- (35) *Ibid.*, pp. 71-72. チャルフットによれば、見解表明は、一月にチェコスロヴァキア政府要人に送られたノイバウアーから書簡に対応するものであった。チャルフットはその後一一月一九日に「イツ公式訪問中にミコノンクノノイバウナーに情報交換の名目で会ふ、チェコスロヴァキアの見解を伝えたが、これに対し、ノイバウナーは「ネシュ大統領令の廃棄、財産の返還、補償を要求した。
- (36) *Komu sluší...*, pp. 141-142.
- (37) *Ibid.*, pp. 162-163. ルーベルトは七月二〇日との間で、ハラハニクトライブル・バイエルン州政府首相 Max Streibl の談話によれば、九〇年七月二〇日ノスリットした財産返還法を根拠に、共産主義体制成立以前の財産返還はあり得ない再度表明してゐる。(財産返還法ハズチーハ・ディツ人補償問題の関連にて) Bren, Paulina, "Czech Restitution Laws Rekindle Sudeten Germans' Grievances." *RFE/RL Research Report* 3, No. 2, 1994, pp. 17-22. 参照。
- (38) *Komu sluší...* p. 169.
- (39) 条約の本文は、*Sbírka zákonů České a Slovenské federativní republiky 1992*. No. 53, pp. 3097-3103. 参照。
- (40) ノイバウナーは故郷に対する第一義的権利、ズネシュ大統領令問題、およびズチーハン・ディツ人財産問題が全く未解決と批判し(一九九一年九月二八日)、スルジナント院の批准後、「戦後、強奪され追放された三五〇万のズチーハン・ディツ

人の顔を浮かべながらやれに等しいだけではなく、クロアチア、セルビア、「ボヘミアなど」における更なる同様の追放計画の遂行者を阻むる危険なぬのやあぬ」と述べてゐる（一九九一年五月一日付）（ČTK. *Dokumentační přehled*. No. 12, Vol. 29, 1994, pp. 74-75.）。

- (41) ハの交換公文は条約に添せられた形で、両国の議会が批准を受けた。法令集に掲載された。
- (42) Obzman, Jan. "Sudeten Germans Controversy in the Czech Republic." *RFE/RL Research Report*, No. 2, 1994, p. 9-10.
- (43) LN. 22. 1. 1997. たゞ、ハムラニンガルト＝セドリツ国境協定の交渉を控ひかた (Mladá fronta dnes. 21. 1. 1997. MF dnes.)。
- (44) MF dnes. 18. 2. 1995.
- (45) *Ibid.* 16. 8. 1995.
- (46) *Ibid.* 22. 1. 1997.
- (47) *Ibid.* 22. 12. 1995.
- (48) LN. 22. 1. 1997.
- (49) 前掲脚標、一一〇—一七一ページ、およそ一八七ページ。
- (50) MF dnes. 17. 1. 1996.
- (51) *Ibid.* 19. 1. 1996.
- (52) *Ibid.* 15. 2. 1996.
- (53) *Ibid.* 12. 9. 1996.
- (54) *Ibid.* 4. 12. 1996.
- (55) たゞ、「」」交渉全体が終結したのは一一〇年一二月、バイエルン州政府が「」」案に留保のあながら同意したのは一二月一六日である (*Ibid.* 21. 1. 1997).
- (56) *Ibid.* 10. 12. 1996. LN. 10. 12. 1996. HN. 10. 12. 1996.
- (57) たゞ、ヒロをはじめ、ヨーロッパ、ハンガリーの中欧二ヶ国のNATO加盟問題は、九七年七月のNATO首脳会議において「」」の調査と記載の戦後の清算（矢田船）

して、加盟手続の開始が決定された。

- (58) ドイツ語では、Flucht, Vertreibung und Vertriebung<sup>o</sup>

- (59) ドイツ語では、Flucht, Vertreibung und zwangswise Aussiedlung<sup>o</sup>

- (60) 「チエコ人とスロバキア人の皿田回復闘争に関連する行為の公正性に関する法律」(Jech, Karel and Karel Kaplan, eds.

Dekrety Prezidenta republiky 1940-1945, II. Brno, 1995, p. 1031.)。この法律は、一九三八年九月二〇日から一九四五一年一〇月二八日の間に、占領支配者およびその協力者に対する不法行為に関する刑事罰を不問とするものである。

- (61) 前掲拙稿、一七〇ページ。

(62) 筆者は言語学を専門とはしないが、動詞の動作の捉え方によって、チエコ語にはスラヴ諸語に特徴的な完了体・不完了体の区別がある。動作を完結したものと捉え動作の完了性・結果を問題にするのが完了体、動作を過程・経過において捉え動作の自体を問題にするのが不完了体である。(石川達夫『チエコ語初級』大学書林、一九九一年、九六ページ) vyhnání という名詞は、vyhnat といふ完了体動詞から派生した語で、「追放」行為が完璧に遂行されたニヒ Ans をより強くもつ。これに対し、vyhánění といふ名詞は、vyhánět といふ不完体動詞から派生した語であつて、「追放」といふ行為を完全に遂行できたかどうかの結果は曖昧になる。

- (63) MF dnes. 22. 1. 1997.

- (64) 前掲拙稿、一七一-一七二ページ。

- (65) MF dnes. 10. 12. 1996. おもに議論するところは、例へば、Holub, Jiří. "Deklarace proti Postupini," RP. 19. 12. 1996. など。

- (66) MF dnes. 23. 1. 1997.

(67) チエコ連邦議会の投票結果は、六一一名の出席議員中、賛成五七八名、反対一〇名、棄権二二一名であった。(MF dnes. 31. 1. 1997., LN. 31. 1. 1997.)

- (68) チエコ社会民主党の出方にに関する分析として、Jiri Pehe. "Czech-German Declaration: Potential Stumbling Blocks to Ratification," OMRI Analytical Brief. 21. 1. 1997. (Internet, <http://www.omri.cz/Publication/AB/AB.970121-529.html>)。

- (69) チエコ議会の投票結果は、一九七名の出席議員中、賛成一三一名、反対五九名、棄権七名であった。(MF dnes. 15. 2.

1997., LN. 15. 2. 1997.)

(70) グローバルのチャレンジ問題は国連「国連」、ベルンヨークのショウ訪問は四月、「九日」にないなわれた。(MF dnes. 25. 4. 1997., 30, 4, 1997., LN. 25. 4. 1997., 30, 4, 1997.)

(71) MF dnes. 19. 5. 1997., LN. 19. 5. 1997.

(72) "Deklarace je konec i pocátek." MF dnes. 22. 1. 1997. p. 12.

(73) MF dnes. 21. 1. 1997.

(一九九七年九月二十一日)

〔なお、本稿執筆にあたっては、本学法政部三崎恭治助教授に国際法の観点から「国連の恒常的法的拘束力について」教示を受けて、  
「ハーリング」として感謝申上げた。〕